

三重県防災対策推進条例改正案について

三重県防災対策推進条例について、制定後 10 年間の状況や今後の方向性を反映させるため、庁内で改正内容の検討を進めるとともに、三重県防災会議の専門部会である三重県防災・減災対策検討会議等の意見を踏まえ、改正内容を検討し「三重県防災対策推進条例」改正案を別冊のとおり、とりまとめました。

1 第 1 回会議の主な意見について

- ① 南海トラフ地震では県境を越えた対応が必要で、隣接自治体との連携を含め、広域連携体制の構築を盛り込む必要がある。

＜対応条文＞広域的な連携の強化（第 57 条）

- ② 台風第 19 号では、地区防災計画を策定していた地域は被害が少ない傾向があるとされているため、地区防災計画の取組を進めてほしい。また、同台風で長野県では早期に復旧・復興方針を定め仮設住宅の建設が早かったことから復興体制の準備を定めておくことは良い。

＜対応条文＞地区防災計画策定の普及促進等（第 41 条）

復興体制の準備（第 59 条）

- ③ タイムラインの活用を台風の特化させるのではなく、様々な災害への対応を考えても良いのではないか。

＜対応条文＞第 4 章 災害復旧復興対策

なお、地域防災計画（地震・津波対策編）において、地震発生後のタイムスケジュールを定義しており、あわせて、発災時には直ちに復旧・復興方針を定めることとしている。

- ④ 避難所の環境整備や災害関連死の防止は、個人や地域住民による自助・共助を含めて考えるべきである。

＜対応条文＞県民の相互協力（第 60 条）

自主防災組織の責務に避難所の運営について記載を検討（第 65 条）

2 その他検討中の項目について

- ① 情報連絡体制の確立等に関する修正（第 71 条第 2 項）

条例中間案では、災害応急対策（第三章）において、迅速な応急対策を実施するため、新たに県の責務として、救助・救急活動に必要な情報の提供について追加したところです。

現在、災害時における救助・救急活動の円滑化のため、安否不明者・行方不明者・死者に係る個人情報取り扱いに関する明確な方針について、市町や関係機関と協議しながら取りまとめており、本条例にもその内容を反映していきたいと考えています。

3 条例改正案の主なポイント

(1) 前文の概要

- ① これまで、自らの命は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」並びに県、市町及び防災関係機関が担う「公助」の理念に基づいて、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体と共に力を合わせて、様々な対策を実施してきた。
- ② 災害の態様や規模に変化が見られる中、今後、災害から命を守るためには、県民一人ひとりが災害を「自分事」として捉えるとともに、私たちは災間を生きているという自覚を持ち、防災・減災意識を高め、災害への備えをはじめとした行動を起こすとともに、発災時には地域で助け合うなど、「自助」、「共助」の取組を深化させることが重要。
- ③ 防災対策を特別な活動と考えるのではなく、日々の生活と一体なもの、いわゆる「防災の日常化」という概念の定着を図り、地域の防災力の向上を図ることが不可欠。

(2) 総則

①基本理念の追加（第3条第3項、第4項）

- ・「防災対策は、災害が必ず起こることを前提に、被害を最小限にするため、日々の業務や生活と一体で不可分と考え実施されなければならない。また、地震や台風などの自然災害の経験で培われた知識や技術を活用し、早期の復興に備えた事前の対策を実施しなければならない。」

（「防災の日常化」「SDGs」「事前復興」）

- ・地域特性や高齢者、障がい者、乳幼児など、被災者に応じた防災対策の実施を新たに定める。

②新たな防災技術の活用（第7条第6項）

DONETを活用した津波予測システムやSNSの活用をはじめ、Society5.0の実現を目指した新たな防災・減災技術を活用し対策を推進することを県の責務として定める。

③表彰制度（【条文を追加】第12条）

地域における優れた防災活動を表彰し、他の地域へ普及させるための表彰制度として定める。

(3) 災害予防対策

①過去の災害から得られた教訓の伝承（第13条第3項）

東日本大震災等から得られた教訓を、防災教育等を通じて伝承することなどを、新たに県民の責務として定める。

②要配慮者への支援（第17条、第24条、第35条）

要配慮者からの情報提供、県における要配慮者にかかわる団体への支援等について、再整理を行う。

③防災人材の育成（【条文を追加】第 32 条）

災害時に的確に行動し、早期の復旧・復興を成し遂げるための人材育成を新たに県の責務として定める。（三重県職員防災人材育成指針（仮称）による職員育成等）

④BCPの整備（【条文を追加】第 34 条）

災害時への備え、また事前復興に向けて、BCP（事業継続計画）の策定は特に重要であるため、改めて明示するとともに、事業者に向けても支援を行うことを、新たに県の責務として定める。

⑤地区防災計画の普及促進等（【条文を追加】第 41 条）

地域における共助の促進を目的に、地区防災計画の重要性について、県民の理解を深めるための普及啓発と支援を、新たに県の責務として定める。

⑥消防団の充実・強化（【条文を追加】第 50 条）

地域の防災力強化のために、消防団の充実・強化への支援について、新たに県の責務として定める。

⑦観光旅行者の安全の確保（【条文を追加】第 55 条）

観光旅行者の災害時の避難対策等について、新たに県の責務として定める。

⑧協定の活用（第 56 条第 2 項）

県と防災関係機関等との協定を、災害時に適切に運用するための必要な措置について、新たに県の責務として定める。

⑨広域的な連携の強化と受援体制の確立（【条文を追加】第 57 条）

大規模災害時に効果的な被災者支援につなげるための広域受援計画に基づく対策の推進について、新たに県の責務として定める。

⑩「抜け・漏れ・落ち」のない体制の整備（【条文を追加】第 58 条）

紀伊半島大水害の教訓等を踏まえ、三重県に上陸するおそれのある台風に対しては、いつ、誰が、何をするかを時系列で整理したタイムラインによる応急対策の実施を、新たに県の責務として定める。

⑪復興体制の準備（【条文を追加】第 59 条）

東日本大震災では、応急対策活動に追われ、復興に向けた取組になかなか着手できなかったことから、早期の復興を見据えた復興計画等のための復興指針策定など復興体制の準備について、新たに県の責務として定める。

（４）災害応急対策

①災害発生時等における迅速な避難（第 61 条第 2 項）

災害発生時の避難や津波等が予測される場合の県民の避難について、「自らの命は自らが守る」などの率先避難を前提に、南海トラフ地震臨時情報への対応等も含め、再定義する。

②帰宅困難者の一斉帰宅の抑制（第 69 条第 2 項）

災害発生時の混乱を回避するために、従業員の一斉帰宅を抑制するように努めることを、新たに事業者の責務として定める。

③避難所における良好な生活の確保（第73条第2項）

避難所生活における被災者のニーズに対応し、避難所の良好な生活環境を確保するように努めることを、新たに市町の役割として定める。

④災害関連死の防止（第73条第3項）

災害による直接死だけでなく、県民の災害関連死の防止に努めることを新たに市町の役割として定める。

⑤被災地への応援（第79条第3項）

被災地への応援について再定義するとともに、職員派遣を通じた県の災害対応力の強化に資することを目的としても位置付けることを、新たに県の責務として定める。

（5）災害復旧復興対策

①再度の災害防止・復旧の実施（第84条）

災害が再発しないように復旧に努める措置を講じることを、新たに県の責務として定める。

（6）雑則

①災害マネジメントサイクルの確立（【条文を追加】第86条）

災害の検証結果を次の防災・減災対策につなげる災害マネジメントサイクルの確立のため、5年ごとの検証・検討を新たに定める。

4 今後のスケジュール（予定）

パブリックコメント＜実施中1月14日まで＞

令和2年1月 防災対策会議幹事会・防災対策会議・・・最終案を検討

2月 防災対策推進条例改正議案の提出

3月 県議会防災県土整備企業常任委員会 条例改正案説明
防災会議で報告

4月～ 条例改正内容の周知・普及、条例関連事業の推進